

VI 教職員のコンプライアンス意識の醸成

管理職が、自らの言動をもって範を示すとともに、教職員一人ひとりが、自らの責任において倫理観の高揚に努め、組織として、コンプライアンス意識の醸成に努めなければなりません。

管理職に求められること

① 日常における危機意識の喚起

- ・ 不祥事が与える影響の大きさ等について、教職員の中にある認識の甘さを改めさせる取組が大切です。
- ・ コンプライアンスは平時における危機管理と認識し、教職員の意識を高める指導を行いましょう。

② 時宜を捉えた指導

- ・ 様々な種類の不祥事を防止するための留意事項について、時宜を捉えて指導を行いましょう。
- ・ 通知文書は、配布するだけでなく、会議・研修等を通じて、十分な周知徹底を図りましょう。

③ 個々の教職員に応じた指導・助言

- ・ 各教職員の経験年数や担当する校務分掌などに応じて、また、個人的な特性(性格)や課題に応じて、適切な指導・助言を行うことが大切です。

④ 校務処理体制の点検・改善

- ・ 日常の指導や事務処理の方法等について、適宜点検を行い、トラブルにつながるようなものがあれば、直ちに改善を指示するようにしましょう。

教職員全体に求められること

① 不祥事防止に関する反復・継続した研修の実施

- ・ コンプライアンスの視点から、不祥事防止等に関する校内研修の年間計画を見直し、継続的・計画的な研修の実施に努めましょう。
- ・ 法令や不祥事事例についての知識を広め、どのような行為が問題となるのかについての再確認を行いましょう。
- ・ 事例研究や討論を取り入れるなど、各教職員が主体的に参加でき、コンプライアンスについて「意識化」を図れるような内容・方法の工夫を行いましょう。

【具体的な取組(例)】

(・外部専門家による講義 ・新聞記事の利用 ・関係機関の啓発用視聴覚教材の活用)

② 地域・社会との積極的な交流

- ・ 地域の行事や、異なる業種の人々との会合に参加するなど、学校外部の人々と進んでかかわりをもつようにしましょう。
- ・ 学校外部の人々との対話を通じ、学校や教職員に対する社会の見方・考え方を知り、自らの考えや言動が、社会に通用するものであるかを検証しましょう。

③ 職場全体でのコンプライアンス意識の醸成

- ・ 不祥事を許さない職場づくりを進めるよう、職場全体で、教職員のコンプライアンス意識を醸成するための取組を進めましょう。

【具体的な取組(例)】

(・職場全体で不祥事防止の誓約書を提出 ・不祥事防止のスローガンの掲示)